

令和3年度

第58回埼玉県景観審議会

令和3年8月30日（月）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時01分 開会

○(司会)平賀副課長 皆様、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、埼玉県景観審議会を開催します。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の平賀が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」、それから「出席者名簿」、「資料1、景観審議会について」、「資料2、公共事業景観形成専門部会の設置について」、「資料3、屋外広告物専門部会の設置について」、「資料4-1、屋外広告物制度の概要」、「資料4-2、埼玉県屋外広告物条例・同施行規則の改正について」、「資料4-3、事故事例」、「資料4-4、田園住居地域」、それから別冊の緑色のファイル「参考資料、埼玉県景観審議会参考資料」となっております。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから第58回埼玉県景観審議会を開会いたします。

まず、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田よりご挨拶申し上げます。

○細田課長 皆様、こんにちは。埼玉県都市整備部田園都市づくり課の細田でございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第58回埼玉県景観審議会へご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

既にご案内かと存じますが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、本県におきましては緊急事態宣言が発令中でございます。このような状況の中、本日の審議会におきましてもウェブ開催となりまして、委員の皆様が改選された初回ということであるにもかかわらず、直接ご挨拶することができず誠に申し訳ございません。今後もこのような形での会議運営だと思われませんが、何とぞご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、本県、埼玉県におきましては、一昨年度になりますけれども、2019年度にはラグビーのワールドカップ、また今年度も東京オリンピック・パラリンピックといった大規模イベントが開催されております。例えば熊谷市におきましては、このような大規模イベントを契機といたしまして駅前周辺の景観を整える取組がございました。さらに本県では、近年の屋外広告物落下等の事故を受けまして、本審議会でもご審議いただきました屋外広告物の点検の義務化を新設いたしました埼玉県屋外広告物条例の改正を本年7月に行ったところでございます。

また、行田市におきましては、コロナ禍以前の令和元年度から、沿道の建物への集客を図りにぎわいの創出を図るため、まち並み景観形成支援モデル事業を実施いたしております。事業の推進に当たりましては、地元の行田市、また沿道にお住まいの皆様のご尽力によりまして、目に見える形で修景が進んでまいりました。

一方で、本県の広域景観形成支援プロジェクトとして県民の皆様の参加による景観モデル地区のまち歩きなどの事業につきましては、コロナ禍により残念ながら中止を余儀なくされている状態でございます。しかしながら、新たにユーチューブを用いた動画による配信でございますとか、モデル地区にあります高等学校との連携による写真展の開催、また大学との連携など、現在、確保し得る資源や手段を用いて新たな広域景観行政の推進に努めているところでございます。

長くなりましたが、本日は、委員の皆様におかれましてはそれぞれの専門分野またお立場からぜひ忌憚のないご意見を賜りたくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 続きますので、今回は7月1日の委員改選後、最初の審議会でございますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、東京農業大学地域環境科学部教授の荒井歩様でございます。

○荒井委員 荒井です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、埼玉大学大学院人文社会科学部教授の内田奈芳美様でございます。

○内田委員 埼玉大学の内田です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、日本大学理工学部教授の大沢昌玄様でございます。

○大沢委員 大沢でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、埼玉大学教育学部准教授でNPO埼玉農業おうえんしたい監事の亀崎美苗様でございます。

○亀崎委員 亀崎です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、芝浦工業大学システム理工学部教授の作山康様でございます。

○作山委員 作山でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、立教大学観光学部教授の羽生冬佳様でございます。

○羽生委員 羽生です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、埼玉弁護士会弁護士の藤川久之様でございますが、ただいま少

し遅れているようでございます。また到着次第、ご紹介したいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、有限会社クリマ取締役の吉田慎悟様でございます。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、埼玉建築設計監理協会理事の入澤重哉様でございます。

○入澤委員 入澤です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、埼玉県屋外広告業協同組合副理事長の布川勝己様でございます。

○布川委員 布川です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 次に、行田市副市長の石川隆美様でございます。

次に、公募による選出の佐藤理恵様でございます。

次に、同じく公募による選出の服部浩行様でございます。

○服部委員 服部です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 それでは、埼玉県景観審議会規則第5条第2項に基づく委員の過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

初めに、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田です。

○細田課長 よろしくお願ひいたします。

○（司会）平賀副課長 同じく、景観担当の増澤です。

○増澤主査 増澤です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 同じく、景観担当の永井です。

○永井主任 永井です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 同じく、屋外広告物担当の宮沢です。

○宮沢主査 宮沢でございます。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 同じく、屋外広告物担当の秋山です。

○秋山主任 秋山です。よろしくお願いいたします。

○（司会）平賀副課長 最後に、私、改めまして、本日司会で副課長の平賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事に先立ちまして、本県の景観審議会及び埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要についてご説明させていただきます。

お手元にごございます「資料1、景観審議会について」をご覧ください。

まず、景観審議会についてでございますが、1、設置根拠でございます。

埼玉県の執行機関の附属機関に関する条例の別表第1に基づくものであり、知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議することとされております。

2、諮問事項でございますが、景観については埼玉県景観条例で、屋外広告物については埼玉県屋外広告物条例で、それぞれ本資料のとおり定められております。また、条例で定められた事項以外でも、必要に応じお諮りすることがございます。

お配りしております緑色のファイル、参考資料の「8番、埼玉県景観条例」と「15番、埼玉県屋外広告物条例」がございますので、お時間のあるときにご照合いただければと存じます。

次に、資料1の裏面をご覧ください。

景観行政及び屋外広告物行政の概要について担当者からご説明いたします。

○増澤主査 景観担当の増澤と申します。私のほうから、埼玉県の景観行政・屋外広告物行政の概要についてご説明申し上げます。

資料1の裏面にごございます埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要をご覧ください。

1、景観計画と景観条例についてご説明申し上げます。

○増澤主査 平成16年に制定された景観法に基づき、以前からあった埼玉県景観条例を改正するとともに埼玉県景観計画を策定し、本県の地域特性を生かした良好な景観の形成に関する方針や行為の制限を定めております。また、本県は、大宮、さいたま新都心、川越といった都市のにぎわいと利根川、荒川の河川を軸に、秩父の山々、狭山丘陵から見沼田圃へと変化する豊かな田園風景に恵まれております。これらの風景を守るため、景観法の届出制度を運用し、色彩制限など景観の規制・誘導を図っております。

2、歴史のみち広域景観形成プロジェクトについてご説明申し上げます。

本県の景観計画に基づき、複数の市町村にまたがる広域的な景観形成プロジェクトの一つでございます。県内を通る中山道など歴史的な街道軸や、宿場町・城下町など歴史的な拠点をモデル地区に指定し、県民参加のまち歩きや市町村職員を対象とした講演会を実施しております。また、地域の個性ある景観づくりの核として重要な建造物を景観重要建造物として指定し、維持・保全に取り組んでおります。

3、公共事業景観形成指針についてご説明申し上げます。

県が自ら整備する道路、橋梁、河川、公園及び建築物などの公共事業は、周辺景観へ大き

な影響を与えます。そのため本指針を定め、県自ら整備する公共事業による良好なまち並みの創造、または周辺景観資源の引き立て、邪魔をしない工夫を実施しております。本日、議題の（２）公共事業景観形成専門部会も、その工夫のため県が整備する道路などについてアドバイスをいただくため設置するものでございます。

４、屋外広告物の規制についてご説明申し上げます。

街や道路沿いには多種多様な屋外広告物が出されており、県は、屋外広告物法と埼玉県屋外広告物条例によって必要な規制を実施しております。主なものといたしましては、屋外広告業登録事務、許可基準に基づく許可事務、是正指導、屋外広告物禁止地域等の指定などがございます。

５、景観まちづくりへの支援についてご説明申し上げます。

市町村や地域住民の景観まちづくり活動を促進するため、市町村や住民などの団体が実施する景観まちづくりに関する支援を実施しております。主なものといたしまして、市町村との景観行政団体施策研究会による研究、県民の勉強会などへの景観アドバイザーの派遣、そしてまち並み景観形成先導モデル事業などがございます。

最後になります。６、景観資源の情報発信についてご説明申し上げます。

県民の景観に対する理解と認識を深めることを目的とし、県内の景観資源を発掘しPRするため、埼玉県景観資源データベースとしてホームページに公表しております。

以上、概要の説明でございます。

- （司会）平賀副課長 景観行政及び屋外広告物行政の概要についてご説明申し上げましたが、後ほど詳細につきましては改めてご説明申し上げますので、ご質問等はそのときにお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議題（１）埼玉県景観審議会会長、副会長の互選についてでございます。

まず、会長の選出をお願いしたいと存じますが、この議題につきましては、議長が決まっておりますので、私のほうで進めさせていただきます。

埼玉県景観審議会規則第４条第１項では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

- 吉田委員 この分野で経験も豊富な大沢先生にお願いしたらいかがかと思っております。いかがでしょうか。

（異議なし）

○(司会)平賀副課長 よろしいですか。では、皆様にご同意いただけたようでございますので、会長を大沢委員にお願いしたいと存じます。

大沢委員、よろしいでしょうか。

○大沢会長 大沢でございます。了解いたしました。お引受けいたします。

○(司会)平賀副課長 ありがとうございます。早速ですが、大沢会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。

○大沢会長 皆様、改めまして、日本大学の代表でございます。このたびは、埼玉県景観審議会の会長にご推挙されたところでございますが、この任期中、一生懸命、埼玉県の景観のアップのために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今、埼玉県の人口730万人を超え、今年、埼玉県という名前が誕生してちょうど150年という節目の年かと思っております。今後も持続的に埼玉県というものが存在し、この新型コロナウイルスに伴ってライフスタイルも変わってくる中、自分たちの住んでいる周りの価値観が大分変わってきている時代ではないかと思っております。そういった中で身の回りの景観についてこの審議会でも一生懸命考えていきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いたします。

○(司会)平賀副課長 ありがとうございます。

それでは、ここで埼玉弁護士会弁護士の藤川久之様をご紹介します。

○藤川委員 弁護士の藤川です。不都合があって接続できず、遅れて申し訳ありませんでした。よろしくお願いたします。

○(司会)平賀副課長 それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、大沢会長に議長として議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○大沢会長 了解いたしました。

これからは、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ここで議題の副会長の選出の前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録の署名人を指名したいと思っております。

今回は、荒井委員と亀崎委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○荒井委員 承知いたしました。

○亀崎委員 承知いたしました。

○大沢会長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、本審議会は、審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する。ただし、

出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっております。

事務局にお伺いいたします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○増澤主査 傍聴希望者1名いらっしゃいます。

○大沢会長 了解いたしました。

では、委員の皆様、審議に先立ちまして会議の公開についてご意見を伺いたいと思います。本審議会を公開することについて反対のご意見ございますでしょうか。

特にご意見なかったということで、本日の会議は公開としたいと思います。では、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

○増澤主査 傍聴者1名、入場いたしました。

○大沢会長 傍聴者の方にお伝え申し上げます。本審議会は、埼玉県景観審議会規則に基づいて会議を公開としておりますので、ここで傍聴上の注意を申し上げます。

審議の秩序を保持するため、必要があると認めるときには傍聴人の退場を認めることがございますので、その点ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、会議の写真撮影、それから録音等はできませんので、ご了解をよろしく願いいたします。ただし、例外として議事に先立ち写真撮影のみ認めますが大丈夫でしょうか。

○傍聴人 よろしいです。

○大沢会長 その他の事項につきましても、お手元にごございます傍聴要領に定められておりますので、ご覧いただき傍聴いただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議題の(1)会長の選出は終わりましたので、副会長の互選についてでございます。

審議会の継続性の点から、7月の改選に伴い、第1期目となる委員の方に副会長をお願いしたいと思っております。私の考えでございますけれども、国土交通省の「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」の原案作成や埼玉県の「景観アクションプラン」の作成などに携わられていて、国や埼玉県の景観行政に精通しておられます作山委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉田委員 異議なし。

○大沢会長 今、異議なしとのご発言いただいたところでございますが、皆様、よろしいでしょうか。



○発言者不明 異議なし。

○大沢会長 ありがとうございます。ご了解いただけましたので、それでは、副会長を作山委員にお願いしたいと存じます。

副会長のご就任の挨拶をよろしくお願いいたします。

○作山副会長 ただいまご指名いただきました芝浦工業大学の作山と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。（ウェブ参加ではなく）県庁の会議室ですので、マスクを着用してご挨拶をさせていただきます。

私、10年前から芝浦工業大学大宮キャンパスにありますが、それまで都市計画のコンサルタントにいました。それで、今ご紹介のあった国交省の景観形成ガイドラインをはじめ、埼玉県景観アクションプランの担当責任者であったとともに、今日参加している吉田委員と共に色彩のガイドラインも関わっておりました。

実は私は戸田市の住民でございまして、平成14年度に戸田市が景観に関する自主条例をつくる前から市の景観形成に関わっております。戸田市は、埼玉県が平成19年に景観条例をつくる前の平成17年から景観行政団体でございまして、私にとって景観は割とドストライクの専門でございます。やっとならぶ県の景観に関われるということで非常に楽しみにしております。

また、埼玉県景観整備機構にも指定されております「都市づくりNPOさいたま」でも理事などをさせていただいております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大沢会長 作山先生、ありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思ひます。

皆様のお手元の議題にございませう3の（2）番、公共事業景観形成専門部会の設置でございませう。

事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

○増澤主査 資料2の1番、専門部会の設置についてご説明申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第6条の規定により、諮問事項のうち特定の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができるとなっております。今回、設置をお諮りする公共事業景観形成専門部会は、県の公共事業に対して専門家としてアドバイスを行う機関であります。

2番、公共事業景観形成専門部会専門家アドバイスについてご説明申し上げます。

アドバイスにつきましては、基本設計段階と施工段階の2つの段階がございませう。

まず、基本設計段階のアドバイスは、基本設計を行った公共事業の景観形成上、特に重要なものについて基本設計で作成した図面を基にアドバイスを行うものでございます。大きな規模の工事となりますと、まず基本設計で大まかな方針を定め、その後、実施設計で工事ができる詳細な設計を行う手順となることが多いので、基本設計後にアドバイスを行うこととしております。

また、施工段階でのアドバイスについてでございますが、基本設計段階のアドバイスを受け、工事が完了した後、今後の取組に生かすために、再度アドバイスをいただくものでございます。

次に、専門家アドバイスの取扱いについてでございます。

こちら、アドバイスは実施設計に反映させることを義務づけるものではございません。予算の問題、警察などの関係機関、地元住民及び維持管理の実施機関との調整において様々な制約が発生し、アドバイスをそのまま実施設計に反映することが困難な場合もあるということをご承知おきいただければと思います。

また、専門家アドバイスを受けた事業を参考として、一般職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方などについて専門家の視点を知る、新たに気づく機会を与えることを主眼としてございます。公共事業担当職員の意識・知識の底上げを図ることにより、より景観に配慮した公共事業の実施が期待できると考えております。

資料2の3番、過去の専門家アドバイスの事例でございます。(1)令和2年実績として、基本設計段階における県の東部地域特別支援学校(仮称)についてアドバイスをいただきました。画面上に県東部地域特別支援学校(仮称)建設工事設計業務へのアドバイスを表示します。アドバイスの主旨といたしましては、近隣の田園風景や住宅地と調和し、周辺に圧迫感を与えないように留意した設計とする、というものでございます。また、具体的に建築物、外構などに関するアドバイスを頂戴しております。

(3)平成30年度実績としては、施工段階においてアドバイスをいただいた一般県道岩殿観音南戸守線でございます。こちらは、基本設計段階で一度アドバイスを頂戴し、景観に配慮した補強土壁工法の採用や高欄上の付属物の取付け方を工夫の上、完成した陸橋に対して、事業評価と今後に向けたアドバイスをいただいたものでございます。

今年度につきましても、専門家アドバイス対象の候補として埼玉県越谷市における都市計画道路及び橋梁について調整中でございます。こうした公共事業に対し景観的なアドバイスを行うため、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置したいと考えております。

なお、審議会の規則第6条第2項及び第3項の規定によりまして、専門部会に属するべき委員及び部会長については、会長が指名するということになっております。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

委員選定につきまして事務局のお考え等ございますか。

○増澤主査 事務局といたしましては、土木、建築など公共事業に関係する分野の委員を中心に構成するのが望ましいと考えております。具体的には、緑地景観の観点から荒井委員、土木景観の観点から大沢会長、農村計画の観点から亀崎委員、都市環境の観点から作山副会長、色彩の観点から吉田委員、建築業の実務から入澤委員の6名の委員をお願いするのがよいと考えております。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま専門部会の検討内容、それから専門部会の構成メンバーにつきまして事務局よりご説明いただいたところでございます。今回の専門部会の設置、それから委員の内容につきまして、皆様、ご質問、ご意見等ございますか。ある場合は、リアクションという機能の手を挙げる、もしくはマイクのミュートを解除してご発言いただければと思います。

特にご意見ございませんでしたので、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置いたしまして、委員につきましては、事務局の案のとおり指名したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど事務局よりご説明いただきました6名を公共事業の専門部会の委員として指名したいと思っております。

次に、この部の部会長でございますが、当審議会の副会長であり、都市景観が専門の作山委員をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

それでは、部会長は作山委員を指名したいと思っております。

次に、公共事業景観形成専門部会の今後のスケジュールにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

○増澤主査 事務局よりご説明申し上げます。

公共事業景観形成専門部会のスケジュールでございます。

本日、令和3年8月30日、公共事業景観形成専門部会の設置が認められました。

まず、10月に公共事業景観形成専門部会を開催し、現地視察、審議をお願いしたいと思います。

そちらを受けまして、11月から12月に基本設計段階アドバイスの案を作成いたします。

その後、年明け令和4年1月から2月、次回の埼玉県景観審議会において専門部会による報告、そして皆様に審議をお願いしたいと考えております。

スケジュールについては以上でございます。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

今後のスケジュールについてご説明いただいたところでございますが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

すみません、1点だけ私のほうから。今年は10月に現地視察ということですが、どのような案件、物件を対象としようとしているのか、今の段階で分かっているのであればお話し願います。

○増澤主査 説明申し上げます。

調整中でございますが、案件は1件でございます。

場所は埼玉県の東部に位置する越谷市に計画中の都市計画道路浦和野田線がございます。その元荒川に架かる橋梁と平面の道路部について一体的にアドバイスをいただくことを考えております。

○大沢会長 了解いたしました。非常に重要な道路計画の案件かと思えます。ぜひ部会の皆様、調整の上、現地調査に行きたいと思えますのでよろしく願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、公共事業景観形成専門部会が認められ、1件案件があるということでございますので、6名の部会委員の皆様、ご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、3つ目の議題、屋外広告物専門部会の設置につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○宮沢主査 それでは、屋外広告物専門部会の設置についてご説明申し上げます。

審議事項といたしましては、屋外広告物の乱立抑制の観点から、特段に調査審議する必要が生じた場合、また周囲の景観に調和する屋外広告物のあり方などについての審議をするというものでございます。

近年の実績を簡単にご紹介いたしますと、屋外広告物の禁止地域という規定がございますが、一昨年度それを一部解除するかどうかという案件がございまして、現地視察をしていただくとともに、解除するかしないか議論していただきました。結果的には解除しないという方向が示されたところです。

昨年度は、屋外広告物をめぐりましては条例改正という大きな案件があったのでござい

すが、これは専門部会ではなく審議会全体でご議論いただきましたので、専門部会としての活動はございませんでした。

このように先ほどの公共事業景観形成専門部会とは異なりまして、毎年議論していただく案件があるわけではございません。また、今年度というか、当面、具体的な案件があるわけではございませんが、案件が生じた場合に備えて、あらかじめ委員と部会長を決めておこうという趣旨でございます。

なお、この委員と部会長につきましては、会長が指名するという事となっております。

説明は以上でございます。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

委員の選定でございますが、委員（案）につきまして事務局よりお考え等ありましたら、ご説明よろしく願いいたします。

○宮沢主査 事務局といたしましては、屋外広告物それから景観、色彩などに関係する分野の委員を中心に構成することが適当だと考えております。具体的には、土木景観の観点から大沢会長、それから色彩の観点から吉田委員、都市環境の観点から作山委員、屋外広告業の実務という点で布川委員、以上の4名の方をお願いするのがよいのではないかと事務局としては考えております。

○大沢会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局より屋外広告物専門部会の内容、それから委員の選定につきましてご説明いただいたところでございます。この内容、委員選定につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をよろしく願いいたします。そのときは、ミュートとカメラを解除いただきましてご発言いただければと思います。

ご発言がないということは異議なしということで、捉えさせていただきます。この議題3の屋外広告物専門部会の委員の選定につきましては、事務局よりご説明ございました4名をお願いしたいと思っております。ご異議、ご質問等ございましたら、ご発言よろしく願いいたします。

それでは、ご了解を賜りましたということで、先ほど事務局より提案ありました4名の委員に屋外広告物専門委員としてご就任をいただきたいと思っております。

なお、部会長につきましては、公共事業景観形成専門部会と同様、当審議会の副会長である作山委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

ご異議ないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、部会長

につきましては作山委員を指名したいと思います。

なお、先ほど案件がなかなか無いかもしれないということでございますけれども、この後、多分ご説明いただきたいと思いますけれども、前回の条例改正で盛り込めなかった内容、デジタルサイネージの話とか、まだ埼玉県にはエリアマネジメントとしての具体例はないと思うのですが、エリアマネジメントによる屋外広告物からの収益とかということも当然考えられます。部会としては、将来とか他の影響を踏まえますと議論しなきゃいけない案件もあるかもしれません。事務局のほうで常にウォッチングして、必要が生じたらすぐ招集いただく、もしくはこの景観審議会全体にもアナウンスしていただいて、問題共有・周知を図っていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○宮沢主査 事務局としても、今後、調査を進めたいと思っております。

○大沢会長 ありがとうございました。

そうしましたら、議題の3点についてはここで終わり、審議は終了したいと思います。

それでは、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。

○(司会)平賀副課長 大沢会長、議長としての議事進行ありがとうございました。

これで議事は終了しておりますけれども、本日は、委員改選後、初めての景観審議会となりますので、埼玉県の景観行政及び屋外広告物行政について参考資料を中心に詳細にご説明させていただきたいと存じます。

まず、本県の景観行政につきまして担当の増澤からご説明いたします。

○増澤主査 埼玉県の景観行政の詳細について、ご説明いたします。

改めて資料1の裏面、埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要を画面にお示しいたします。随時、参考資料を用いてご説明申し上げます。

1番、景観計画と景観条例についてご説明申し上げます。

景観計画は、景観法第8条に基づき定めており、景観形成の方針や建築物などの規制内容などを定めております。また、景観条例は、地域の特性を生かした景観形成を推進するために県が定めているもので、景観形成を進めるための各施策や景観法の施行について必要な事項を定めております。

参考資料7、景観計画または画面をご覧ください。

2ページ目、目次を表示してございます。

第1に趣旨、第2に景観計画区域、第3に景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、第4に良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、第5以降は景観重要建

造物の指定の方針など各取組の基本的な事項を記載しております。なお、第2から第8までは、景観法で定めるものとしている項目でございます。

3ページ目、第1、趣旨をご覧ください。

本県景観計画は、作山委員が作成にご尽力いただきました埼玉県景観アクションプランというビジョンと行動計画を示したプランに適合して定めるものとしております。

同じく、3ページ目、第2、景観計画区域をご覧ください。

埼玉県全域を景観区域としております。ただし、さいたま市、川越市など県内の17市が景観行政団体として独自の景観計画を定めておりますことから、17の市は除外されます。また、本県の景観計画区域は、(1)一般課題対応区域と(2)特定課題対応区域の2つに区分して定めております。(1)一般課題対応区域は、さらにアの都市区域、イの田園区域、ウの山地・丘陵区域と3つに細分化され、それぞれ色彩の制限基準などが異なっております。

(2)特定課題対応区域は、本県の景観計画区域の特徴的なもので、アの圏央道沿線区域、イの圏央道以北高速道路沿線区域と2つに細分化され、用途地域の指定のない区域において、建築物のほか工作物、物件の堆積について厳しく規制しております。

参考資料9、景観法に基づく行為の届出の概要、または画面をご覧ください。

埼玉県の地図の着色された市町村が県の景観計画区域となります。白抜きの17市は景観行政団体です。これらの景観行政団体は、独自の景観条例と景観計画を持つため、埼玉県の景観計画は適用されません。景観行政団体でございますが、都道府県のほか政令市、中核市は、景観法の規定で景観行政団体となります。本県の場合、政令市はさいたま市、中核市は川口市、川越市、越谷市の3市でございます。政令市、中核市以外の市町村は埼玉県との協議により景観行政団体となることができます。薄い水色で表示している市町村が一般課題対応区域で、さらに3つに細分化されます。

下の景観区域図のフローチャートをご覧ください。

まず、用途地域の有無で区分され、用途地域がある場合は左の矢印で全て都市区域としております。また、用途地域がない区域では、関越道の西側を山地・丘陵区域、東側を田園区域としております。濃い青色とオレンジ色の市町は特定課題対応区域で、高速道路沿道に産業集積を図ると同時に、周辺の開発圧力が高まり建築物や工作物が増えることが予想されるため、より重点的に色彩制限など景観の規制・誘導に取り組む地域です。濃い青色を圏央道沿線区域、オレンジ色の市町は圏央道以北高速道路沿線区域としております。

参考資料の7、景観計画にお戻りください。

4 ページ目、第3、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針をご覧ください。  
1 に景観上の特性や課題を示しております。

続いて、5 ページ目、2 に本県の将来の景観像を示しております。本県の将来の景観像は、  
(1) 住みたい埼玉、(2) 訪れたい埼玉、(3) 誇りに感じる埼玉とし、この将来の景観像を実現するため基本目標や基本方針を定め、6 ページの下から7 ページにかけまして、5 番、景観形成方策の方向性として3つの方向性を示しております。方向性の1つ目は、(1) 広域景観の保全と創出でございます。こちらは市町村と連携して広域景観形成支援プロジェクトなどを実施しております。また、(2) 地域景観の保全と創出でございます。こちらは、住民の勉強会への専門家の派遣などがございます。また(3) 建築物の建築等に対する規制誘導として、景観形成基準の作成等に取り組んでございます。

続いて、8 ページ、第4、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項についてですが、参考資料9、景観法に基づく行為の届出の概要をご覧ください。また、前面の画面をご覧ください。

2 ページ目、届出対象行為でございます。

建築行為などについて一定規模以上のものについて届出の義務を課しております。例えば建築物の新築の場合、一般課題対応区域では、高さが15メートルを超えるもの、または建築面積が1,000平方メートルを超えるものが対象でございます。

しかし、特定課題対応区域では、一般課題対応区域より届出対象行為の範囲が広くなり、建築面積が200平方メートルを超えるものが対象でございます。ただし戸建て専用住宅は除きます。さらに圏央道沿線区域では、物件の堆積も届出対象としております。

3 ページ目には景観形成基準を示しております。

配慮事項は努力義務でございます。勧告基準、変更命令基準は、守っていただかなければならないルールで、守られない場合は勧告します、変更命令をしますということで強制力のある部分です。色彩については、用途地域が定められている区域、関越道以東で用途地域が定められていない区域、関越道の以西で用途地域が定められていない区域の3つに分けて制限してございます。

景観計画、景観条例については以上でございます。

続きまして、2番、歴史のみち広域景観形成プロジェクトについてご説明申し上げます。

このプロジェクトは、先ほど説明した景観計画の景観形成方策の1つ、(1) 広域景観の保全と創出の取組でございます。



参考資料 1 1、歴史のみち広域景観形成プロジェクトをご覧ください。本県では、市町村と連携し、市町村域を越えた広域景観の保全と創出に取り組んでおります。その取組の 1 つが、地域で活動されている団体や市町村と協働で旧街道や旧宿場町などに埋もれている歴史的景観資源を保全・活用し、広域景観形成を進めるものでございます。

2 ページ目をお示しします。

景観モデル地区は 8 か所指定しておりまして、市町村及び N P O と協働して景観まち歩きや講演による啓発を行っております。こちら、コロナ禍前の取組として景観まち歩きを実施してございまして、まち歩き当日の状況を紹介してございます。また、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、令和 2 年度と今年度は、まち歩きを中止いたしまして、ユーチューブにチャンネルを開設し V R 動画を公開しております。動画の中には全国の写真展で優秀な成績を収めております妻沼高校写真部の生徒に作成を依頼した動画もございます。

続きまして、3 番の公共事業景観形成指針につきましては、先ほど専門部会の設置においてご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

また、4 番の屋外広告物の規制につきましても、この後、改めて屋外広告物担当者からご説明申し上げます。

5 番、景観まちづくりへの支援でございます。

こちらは、市町村と景観行政団体施策研究会を組織し、毎年テーマを決め、県・市町村担当職員向けの講演会や現場見学、課題解決方法の検討などを行っております。また、県民の皆様への勉強会などに景観アドバイザーとして有識者の方を派遣しております。さらに、令和元年度から 3 年間限定の取組として、まち並み景観形成先導モデル事業を実施しております。

画面をご覧ください。

まち並み景観形成先導モデル事業とは、まち並み景観づくりを積極的に取り組んでいる市町村の中から、県の支援により整備が進み、さらに周辺への波及効果が期待できるモデル区間を指定するものとしております。今回、行田市の八幡通りをモデル区間として選定し、民間建築物の外観修景工事、勉強会への講師派遣などの支援を実施しております。初年度の令和元年度は、モデル区間の指定と業務委託に対する補助を行いました。そして、2 年目の令和 2 年度は、外観修景の詳細設計及び外観修景を 5 件に対して補助を行いました。こちらの写真が外観修景整備の事例でございます。酒屋さんですが、左が整備前、右が整備後です。外壁の色を落ち着いた色に変更する等、周囲の景観に合わせた外観へ修景整備しました。

最後に、6番、景観資源の情報発信でございます。埼玉県景観資源データベースとしてホームページに公表してございます。景観資源データシートの一例を画面上にお示しします。これも行田の足袋蔵でございますが、行田の近代化遺産である足袋蔵の写真や過去の景観賞の受賞歴、それから所有者、見学の対応の有無についての記述を紹介し、ホームページ上で公表してございます。

本県の景観行政の詳細説明は以上になります。

○(司会)平賀副課長 ありがとうございます。

ただいまの景観行政の説明について、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

○作山副会長 先ほどのモデル事業、非常に興味があるんですが、今後は続かないんでしょうかね。それと、景観行政団体の市は対象にならずに、それ以外のところを対象にするとか、県が2分の1、市と地元事業者が残りなんだけれども、市はその部分を支援しているかどうかというのをお聞きしたいです。

私が経験した東京都では、景観ではなく商店街のモデル事業で浅草なんかを取り組んだ事例としては、2分の1を東京都が補助としていたが、台東区が景観協定をつくって最終的には地元事業者負担が10分の1となるようにした。地元事業者負担が大体10分の1とか10分の2だと、地元はぜひやりたいと言って商店街ではどっとできちゃう訳ですが、最終的に地元事業者負担はどのぐらいなのかということも教えてください。

○増澤主査 まず、こちら3年間の事業ということで終わりなのかというご質問ですが、予算としては確かに3年間限定の取組でございます。しかし、来年度、3年間の取組を総括し、効果検証調査を実施するとともに、他の市町村へ取組の参考に充てていきたいと思っております。

続いて、補助率でございますが、まず、建物への外観修景整備の工事につきましては、行田市の要綱に基づきまして、上限を200万円として行政が補助をしております。その内訳は、県が2分の1で100万円、行田市が2分の1で100万円です。200万円を超える額は、地元事業者負担になります。

また、計画策定につきましては、計画策定の費用につきましては、県が2分の1、市が2分の1負担することとしております。住民への意識醸成を促進するための勉強会の講師派遣につきましては、県が全額負担してございます。

○作山副会長 ありがとうございます。

○(司会)平賀副課長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

- 羽生委員 今の行田市の例の資料って頂いている参考資料の中に見つけれないのですが、頂いていないのでしょうか。
- 増澤主査 申し訳ございません。まち並み景観形成事業の資料は、お配りしておりません。後ほどお配りをさせていただきます。
- 羽生委員 ぜひよろしく申し上げます。
- 佐藤委員 届出、景観法の届出ですが、届出に違反したり、勧告を無視したら何か罰則はあるのでしょうか。
- 増澤主査 まず、勧告基準などに該当する場合、変更命令などを出します。変更命令に違反した場合、届出をしない場合及び虚偽の届出をした場合は罰則がございます。
- 佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。
- 吉田委員 先ほどの酒屋さんの修景、ああいうことをやるのはとてもよいことだと思うんですけども、どういう町並みに広がっていくプログラムというか、例えば色彩基準にしても、明るさを抑えた低彩度の色を選んだということが、周りの人にもその意味が分かっていくとか、今後、塗り替えるときに配慮して、どれくらいの範囲をつくったら、この行田らしい景観が広まっていく方策というのはあるのでしょうか。
- 増澤主査 まず、令和2年度におきましては、外観修景を5件行いました。この酒屋さんを含めて5件でございます。そして、本年度につきましては外観修景を9件行う予定でございます。今回のモデル地区の延長が218メートルと、あまりそんなに長くないんですが、建物棟数としては32棟、店舗が11、事務所が6、住宅が15ございまして、補助金をお出しして修景を変えていただく場合だけでなく、今回の事業を契機に、独自に家を建てられるときに景観を合わせていただくという動きも見えてまいりました。そのような良い好循環を行田市と協働で勉強会などを開催し、より広めていきたいと考えております。
- 吉田委員 それで、今のようなこの例えば9件とか5件とかで修景していくときに、どういうふうにやったかということが後でも分かりますか。先ほど言ったように、例えば色彩でも、特に行田のこの地域ではこの色を基本にしているとかですね、ここからこの範囲にしているとかですね、そういうことがみんなに分かるようになっていくのでしょうか。修景するときは、まちの人がみんな集まって見ているんですか。
- 増澤主査 行田市と県が地元で勉強会を開催しまして、ルール策定や修景するところなるよというイメージパスをお示ししながら合意形成を図ってまいりました。
- 吉田委員 そうですか、分かりました。なるべくそういう方法で今後も広めていってほしい

と思います。

○(司会) 平賀副課長 行田市の取組が出ましたので、石川委員、ご意見等ございますでしょうか。

○石川委員 行田市のこの事業に関心をいただきまして、ありがとうございます。まず、写真を見ていただきたいなと思います。花手水というものですけれど、このモデル地区の八幡通りには、八幡神社という参拝客や地域の方々に大変親しまれている神社がございます。それを中心とした商店街が広がっておりまして、今回、まち並み形成先導モデル事業に選んでいただくことにより、地域の方々と何度も何度も八幡通りの今の在り方、今後の景観の在り方について話す機会をいただきました。地域の方々も、この通りのこれまでの歴史や現状や今後のことを考えた上で、色彩などにつきましても共通認識が図られたところがございます。

そういった中では大変落ち着いたこの通りらしい色彩を創り出すことができていると実感しております。

また、景観だけではなくて、やはりにぎわいを創出することが一番大切でございますので、毎週日曜日の午前中に、この通りではちまんマルシェという市を開くようになってございます。これも修景が整ってきた去年の11月から始めておりまして、そういった中、そもそもはコロナ禍の中で神社の手水舎が使えなくなってしまったと。

それで、こういった花を浮かべて花手水を作ってくださいなんですが、これがこの八幡通りの修景整備とともに、全ての通りのお住まいの皆様方のところに広がって、それぞれの家あるいは店先にこういった水鉢に花を浮かべて置いてくださっておりまして、今、コロナ禍ではございますが、人が大変訪れてくださっている状況でございます。

また、今後はこういったソフトの取組をしっかりと行っていくことで景観を大切にしまちづくりを進めて、にぎわいを創出したいと考えております。今後ともご指導よろしく願いいたします。

○作山副会長 今回の行田の八幡通りのお話を聞かせていただいて、たまたまですね、私、二、三年前に学生とあそこで交通量調査を東海大の杉本先生から頼まれてですね、学生と一緒にあってあそこをよく一日中見ていました。忍城との八幡神社の特別な関係もあるし、あの通りは非常に魅力的ですが、実は建築物はそれほど伝統的な建物はないんですが、このように県の景観形成のモデル事業をきっかけに、ああいうふうになんか変わっていくというのは、すごくいいことだなという、まさに県の役割、広域景観としてのモデル的になるだろう。ただ、ちょっと心配なのは、吉田先生からも指摘があったんですけども、それがどうやって

つながっていくのかというところです。保全活用すべきものは、裏側にはたくさんあるんだけれども、あの通り沿いを見ると、幾つかはあるんですが、やはり建て替えとかそういう部分をもっと積極的にやっていくようなところを期待したい。これは市と県の役割分担もあると思いますけれど。

参考意見ですが実は、私、川越も景観担当の知り合いと一緒にNPOをやっていますけれども、川越は三軒効果とって、いつも時の鐘の近くの三軒以上の隣り合う建物の写真が使われているんです。

私は、それを参考に、戸田市で三軒協定というのを初めてつくったのですが、三軒効果というものが重要だから、三軒並んだ場合は特別に補助額を2倍にしますとか、そんなことをやると風景としてはものすごく良くなる。そういう評価軸で推進していくと、地元もよくなる可能性があるという意見です。

○(司会)平賀副課長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本県の屋外広告物行政について、担当の秋山からご説明いたします。

○秋山主任 屋外広告物担当の秋山と申します。私からは、屋外広告物制度の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料4-1ですね、こちら画面に投影しているものを使って説明させていただきます。

まず、埼玉県内の屋外広告物の規制は、屋外広告物法と埼玉県屋外広告物条例によって行われています。法と条例には3つの目的がありまして、1つ目は良好な景観の形成、2つ目が風致の維持、3つ目が公衆に対する危害の防止となっています。要するに、緑があふれる田園風景にけばけばしいような看板が立ってしまうと景観が壊れてしまいますし、あるいはビルの屋上などについている広告物が整備不良で落下して通行人に当たってけがをさせてしまうとか、そういった事態を防ぐために法や条例の中で様々なルールを設けています。

具体的には、屋外広告物を設置してはいけない場所や物件、屋外広告物を設置する際の許可制度、表示や設置に当たっては大きさや高さについての基準などがございます。

次に、屋外広告物とは具体的にどのようなものを指すのかというお話になりますが、法や条例の定義によりますと、屋外広告物というのは、こちら図で示しているように4つの要件で構成されております。すなわち常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される

ものであって、看板、立て看板、その他工作物等に掲出され、または表示されたもの。この4つの要件を満たすものをいいます。営利的な商業広告だけでなく、非営利目的の広告物であっても、この要件を全て満たすものは屋外広告物となります。逆に言いますと、これらの要件を1つでも満たさないものは屋外広告物にはならないということになりまして、例えば窓の内側から外側に向けて貼っている貼り紙になりますと、明らかに外に向けて表示しているんですが、広告物自体は屋内に収まっているため、屋外広告物にはならないということになります。このように一見屋外広告物に見えるものであっても、実際それが条例の規制を受ける対象になるかどうかというのは、その物の設置状況から個別具体的にみていく必要があります。

次に、屋外広告物を設置・表示する際のルールについて説明いたします。

まず、原則として屋外広告物を表示することができない禁止地域や禁止物件が定められております。これについては後ほど詳しくお話しいたします。また、禁止広告物も定められておりまして、著しく老朽化していたり汚染が進んでいたり、落下や倒壊の危険があったりする広告物というのは、当然のことながら表示することはできません。こうした禁止事項に該当しない広告物については、原則として条例で定める許可を受けることで表示することができます。ただし、例外的に禁止地域や禁止物件に表示することができたり、許可を受けなくても表示できたり、そういった広告物が条例の中で定められております。これを適用除外と言っておりまして、この適用除外についても後ほど詳しくご説明いたします。

それでは、禁止地域になっている地域の中で主なものを抜き出してご紹介したいと思います。禁止地域には良好な景観や風致の維持のため、特に重要なエリアが指定されております。例えば都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区がこれに該当します。また、都市計画法の改正によって新設された田園住居地域につきましても禁止地域に加えるように、この7月に条例改正を行っております。そのほかには高速道路や鉄道の全区間であったり、道路から展望できる地域で知事が指定する区域が該当します。この知事が指定する区域については、別途告示で定められておりまして、特定の区間における県道ですとか国道、そういったところの沿線が個別に指定されております。さらには、都市公園、駅前広場、官公署といったところが禁止地域に指定されております。

続いて、禁止物件をご紹介します。

禁止地域に指定されていない、つまり許可地域であったとしても、ここに挙げられている

ような禁止物件に屋外広告物を設置することはできません。禁止物件には、橋、石垣、街路樹、信号機、消火栓、郵便ポスト、送電塔、信号機付近の電柱といったように非常に多岐にわたっているんですけども、おおむね公共の物件であって、ここに広告物を出してしまうと景観を害してしまったり、物件本来の機能を阻害したりするもの、こういったものが指定されています。

次に、許可基準についてお話しさせていただきます。

屋外広告物を表示するには、原則として許可を受けなければなりません。その際、条例と施行規則によって許可を受けられる基準が定められています。この基準の中身については、表示できる面積や高さ、道路への突き出し幅などがあるのですが、広告物を例えば建物に取り付ける場合ですとか、あとはその建物から独立して立てる広告板、サインポールといったものすとか、あるいは電柱などを利用して巻き付けて表示するとか、広告物の種類によってそれぞれ許可基準が異なっております。

一例として代表的なものということで、この建物から独立した広告物、一般に野立て看板と呼ばれるものになりますが、そちらの基準を掲載しております。表示面積が10平米以下、上端の高さが10メートル以下、道路上に突き出していないことということで、これらの基準を満たさないと許可を受けることができません。ただし、適用除外の屋外広告物については、許可基準によらずに表示することができます。

それでは、適用除外になる屋外広告物について説明していきたいと思います。

適用除外というのは、条例で様々な広告物が規定されておりますが、その中でも代表的なものをこちらに挙げております。特に重要なものは自家広告物というもので、自家広告物とは、自己の事業所等がある建物やその敷地内に自己の氏名、店名や事業内容等を表示するもので、規則に定める基準に適合するものをいいます。一般に出ている店舗や事業所に表示している屋外広告物、その大部分はこの自家広告物に該当しています。自家広告物は、一定の基準を満たせば許可不要で表示できるほか、許可を受けることで通常より大きな広告を出すこともできます。例えば先ほど例に挙げました建物から独立した広告物でいいますと、通常の許可基準では表示面積が10平米以下となっているところ、自家広告物であれば許可を受ければ60平米まで表示することができます。そのほかの適用除外としては、国や地方公共団体が公共目的に表示する広告物や法令の規定で表示が義務づけられている広告物などがあります。

最後に、屋外広告物事務の権限区分について説明いたします。

屋外広告物の許可等の事務は都道府県が権限を有しておりますが、県内には独自に屋外広告物条例を制定している市が現在10市ございます。これらについては、市の権限で事務を行っております。具体的にいいますと、政令市であるさいたま市、中核市である川越市、川口市、越谷市、景観行政団体で条例を制定している熊谷市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市、三郷市になります。それ以外の市町村については、埼玉県の屋外広告物条例が適用されるということになりますが、実際の許可事務等については、埼玉県の知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例というものがございまして、こちらを根拠に、県から市町村のほうに事務委譲を進めてまいりました。これによって、現在は蕨市を除く52市町村で事務委譲をしております。そのため県が直接許可事務を行うのは蕨市内のみ、窓口はさいたま県土整備事務所となっております。

なお、条例違反の貼り紙などを撤去する簡易除却と呼ばれる事務については、蕨市を含む全ての市町村に事務委譲がされております。

以上、簡単ではありますが、屋外広告物制度の概要でございました。

それでは、引き続き、屋外広告物担当の宮沢からご説明を続けさせていただきます。

○宮沢主査 それでは、引き続きまして、宮沢が屋外広告物条例と施行規則の改正についてご説明いたします。

画面、またお手元の資料4-2をご覧ください。

つい先日でございますが、条例と規則の改正を行いました。改正の理由は、主に2つございます。1つは、屋外広告物による重大事故の未然防止でございます。近年、屋外広告物の落下や倒壊の事故が時々見られております。主な事例といたしましては、今、画面が変わりましたが、このように札幌あるいは県内では北本市で、このような落下あるいは倒壊の事故が起きております。こうした事故の未然防止には点検の実施が有効であるというふうに考えまして、その点検に関する規定を定めるものでございます。もう1つは、先ほど秋山が申し上げましたが、田園住居地域を禁止地域に追加するというものでございます。

改正の概要ですが、この(1)(2)に分けております。(1)は、点検の義務化でございます。さらに、片仮名のアとイに分けてご説明いたします。

アのほうは、点検義務の明確化となっております。従来は管理義務という規定がございましたが、点検に関する規定は条例にはございませんでした。管理の中に点検が含まれるという考え方もございますが、その点検義務をより明確化するために改正をしまして、点検義務の規定を新設いたしました。



さらに、このイでございますが、有資格者による点検の義務化、これは一部の広告物でございますが、これを定めました。対象は、地上からの高さが4メートルを超えるものでございます。先ほど、許可が必要なものと例外的に許可が不要なものと両方あると申しあげました。それに対応して有資格者による点検は、義務または努力義務といたしました。この有資格者と言うのは誰かと申しあげますと、例えば屋外広告士、これは通称ですが、その資格を持っておられる方、またそれ以外に幾つかの講習会の修了者としております。

以上が点検義務の明確化でして、改正概要の2つ目は、田園住居地域を禁止地域に追加したものでございます。なお、田園住居地域という新たな用途地域が法改正で制度上できましたけれども、実際にはこの田園住居地域はまだ指定はされておられません。

最後にスケジュールでございますが、今年の6月から7月にかけて開催されました定例県議会で条例が議決されまして、その直後、7月6日に条例と規則を併せて公布いたしました。施行日は、2回に分けておまして、禁止地域の追加は即日、そして点検の義務化につきましては来年の4月1日としております。

なお、お手元の参考資料15-1に条例が入っておりますが、この禁止地域の追加を反映したものでございます。参考資料15-2は、この点検の義務化が来年の4月1日に施行される、その前後の新旧対照表でございます。なお、田園住居地域の概要を、資料4-4という番号がございませんが、お手元にもお送りしております。

この条例、規則改正については以上でございます。

- (司会)平賀副課長 それでは、ただいまの本県の屋外広告物行政の説明につきまして、ご質問またはご意見のある方はよろしく申し上げます。
- 大沢会長 先ほどの屋外広告物条例の改正の件で伺います。まず1点目、議会でどんな議論が展開なされたのかという点と、2点目、点検義務化が来年4月1日の施行になっておりますが、この間、業界の皆様にご周知とか講習会みたいことを実施するんでしょうかという2点伺います。
- 宮沢主査 では、2点目のほうから先にご説明いたします。

周知を予定しております。まず屋外広告業者に対してです。屋外広告業の登録制度がございまして、埼玉県にも多数の業者さんが登録されております。県内に事務所を構えておられるだけでなく、遠隔地に事務所を構えられておられる業者さんも非常に多いので、資料をお送りして内容をお伝えしようと考えております。そのほか、県内でもこれはやはり実際に広告を出す広告主となり得る商業関係の方にも知っていただく必要がございますので、商業関

係、経済関係の団体を通じまして、できるだけ多くの事業者さん、事業者というのは広告業ではなくて、一般の商業活動をされている方にもできるだけ多く知っていただくよう、これから周知を進めていきたいと考えております。

○細田課長 議会状況を報告させていただきます。

県議会等では、先ほどご説明させていただきました、高さが4メートルという基準の根拠について、建築基準法の工作物の建築確認の高さを基準としている、というお答えをしています。また、今後、どのように周知していくか、それは今、宮沢のほうからお答えさせていただいたような答弁をいたしました。

○大沢会長 ありがとうございます。

○吉田委員 今のように、より堅固な強い屋外広告物を作っていくとか、あるいは色彩を規制するということはもちろん重要なことだと思うんですけども、もっと景観にも役立つとか、景観がよくなる広告物というのもあると思うんですね。それで、そういう何か景観を地域のために特色付けてまとめていこうというような方向はまだどこかにないんでしょうかということと、それから、先ほどの行田の八幡通りですか、酒屋さんの広告看板も変えていますよね。そうすると、八幡通りではどういう広告看板がいいかというような議論をしているはずで、そういうものでまとまっていくと通りもよくなると思うんです。建築物の色だけではなくて、広告看板の形、素材や書体とか、そういうものもうまくまとめていくと地域の景観がよくなるので、場合によっては、これから八幡通りは広告看板でも何かモデル区間にして、あるいは先ほどの景観のほうのモデル区間のときも、広告看板もなるべく一緒にして、積極的に広告看板を使って景観をよくしていくような方策というのは考えられないかということをお聞きしたいです。

○宮沢主査 景観の改善に寄与する広告物をというご指摘で、我々としては非常に難しい課題ではございますが、例えば現行の条例におきましては、景観形成型広告物整備地区という規定がございます。良好な景観を形成するため、広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要であると認める区域があるときは、関係市町村長の意見を聞いた上で、そういった整備地区として県が指定をすることができるとされています。その指定をしたときには基本方針を定めて、その中には広告物の色彩ですとか意匠などに関する事項も定めるということになっておりまして、制度上はそういったものがございます。これはまだ指定の実績がございません。それは我々の力不足というところもございます。実際には、その対象となる地区、地域の合意形成というのも非常に重要で、それをどこから仕掛けていくかという課題があろう

かと思えます。例えば行田の案件につきましても、仕掛人は行政側であるとともに地域でもありますので、そういった動きの芽は各地にあるかと思えますので、我々としてはそういった動きをできるだけ発掘していくように努めてまいりたいと思えます。

苦しいご説明で申し訳ございません。

○吉田委員 随分前だけれども、藤沢市の江の島に関わったとき、何か知らないうちにどんどん広告看板が汚くなったのですが、建物をきれいにしたらお客さんが帰ってきたんです。お客さんが戻ってきて和風の広告看板に変えたら、それがまた評判になってですね、それだったら昔の広告看板が蔵の中に残っているとかいうことで、木製の広告看板に戻したりとかですね、そういうこともあったので、何か今は目立たなきゃいけないような広告看板ばかりつけているけれども、地域で少し議論を進めて、できればさっきの八幡通りなんかで、すぐにでも一緒にやってもらう、実際に今やっているわけですから、そういうこともプラスして考えてもらおうと、少しずつ成果が出て、モデルとして、あそこに見学に行くといいよというようなところができないと、なかなか広告看板は邪魔者扱いばかりされてね、景観に寄与していないような雰囲気があるので、ぜひ景観広告というのもつくってほしいなと思えます。よろしくお願いします。

○宮沢主査 ありがとうございます。

○（司会）平賀副課長 ありがとうございます。

ほかに屋外広告業協同組合の副理事長の布川委員、何かご意見ございますでしょうか。

○布川委員 ご意見というか、我々業界としましては、先ほどお話ありました景観も特にそうなんですけれども、やはりここ近年ですね、重大事故の発生件数が多いということで先ほどもお話出ましたとおり、北海道のかに道楽の看板の落下事故以来、屋外広告物の点検業務の必要性というものが、いろんなどころから唱えられてきまして、我々業界も、屋外広告物の点検に関して、日本屋外広告業団体連合会のほうで技能講習会というのも今盛んに全国で講習会が行われまして、この点検の有資格者を増やすということで試行錯誤やっておるわけですが、私としての考えとしてはですね、この屋外広告物の事故に関してですね、ここにありますように点検義務が義務化されるということなんですけれども、これはあくまでも許可申請が出ているものに対して点検報告書を義務化ということになっているわけなんですけれども、当然屋外広告物の許可申請を出しているものに関してはですね、各担当の各市町村のほうで把握していると思えますので、それはさほど義務化する、本当に義務化して点検をしてもらおうという意味ではいいと思うんですけれども、先ほどもありました適用除外になった

一定の基準をですね、満たした許可不要の看板または適用除外、その他適用除外、先ほど話がありました適用除外、自家広告物で一定の基準を満たしたものの、またはですね、国や地方公共団体が公共的目的で表示する広告物ということでありませけれども、特に許可申請が必要がない案件、ほかに一番今多いのはやはり許可申請を出さなくてはいけないんだけど、出していない看板というのが、町なかにはいっぱい存在しているんですね。その広告物をどのように点検していただくか、またですね、この自家広告物で許可申請の必要のないもの、また特にですね、最近点検をしてほしいというところも出てきているんですが、国とか地方公共団体が公共的目的で表示する広告、例えばですね、各市町村の小学校、中学校、高校、これにいわゆる看板というよりもですね、例えば校章とかが壁についていたりとか、学校名が壁についていたりとかというところが結構多いんですね。そういったものですね、点検業務というのも私は本当に、特にそういった学校関係についている表示物というものは結構古いものも多くて、非常に危険にさらされている部分というのも結構多いと思いますので、その辺もやっぱり率先して点検業務に当たったほうがいいんじゃないかなというふうに、やはり公共的なところからやっていかないと、なかなか民間のほうはついていけないというのが実情あると思いますので、その辺をですね、何か積極的に取り組んでいただけるような声かけというものをですね、特に埼玉県内でもそういった学校関係等ですね、そういったものが結構おろそかになっている部分も特にあるのかなというふうに感じていますので、その辺を先にですね、見本を見せるべく、点検業務に当たっていただけるといいんじゃないかなというふうに私は今思っています。

○（司会）平賀副課長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○宮沢主査 県が所有する施設、県立学校も含め、かなりの広告物がございます。そういったところの点検が適切に行われるように、我々としても促していく考えでございます。

○（司会）平賀副課長 全体を通して、景観も含めて屋外広告物でもご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、これをもちまして、第58回埼玉県景観審議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回の第59回埼玉県景観審議会につきましては、令和4年1月または2月頃を予定しております。日程等、詳細につきましては、改めて委員の皆様にご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間にわたりありがとうございます。お疲れさまでございました。

午後 4時04分 閉会